



相談しやすい、分かりやすい
信頼と安心をお届けします

きりん通信 No.57

発行:きりん人事労務管理事務所
〒333-0844埼玉県川口市上青木 3-12-63
SKIPシティ彩の国ビジュアルプラザ 9階 904
TEL 048-423-2395 FAX 048-423-2394
URL : <http://www.sr-kirin.jp/> e-mail : kirin@sr-kirin.jp



持続化給付金

5月1日 持続化給付金が申請受付を開始しました。

メールでもお知らせしたとおり、持続化給付金の申請の受付が開始しております。既に「やってみたら、すんなり出来ました」と明るいご報告も頂いております。

LINE アカウント
LINE ID : @kyufukin_line

持続化給付金事業 コールセンター
直通番号 : 0120-115-570、IP 電話専用回線 : 03-6831-0613
受付時間 : 8時30分~19時00分 (5月・6月 毎日)
(7月から12月 土曜日を除く)



行政も、土日祝日返上で頑張ってくれていると思います。私も私の領域で精一杯頑張ります。皆さんも、臆せずチャレンジして下さい(^^) /

雇調金

雇用調整助成金の計画・支給申請を提出致しました。

5月1日、飯田橋ハローワークにコロナ特例初の申請に行きました。窓口でチェックを受け、不足も補正もなく、窓口審査を無事クリア。その後東京労働局に郵送するよう指示でしたが、東京労働局では**2週間で支給**することを目指しているそうです。毎日トラックで申請書が届くとのことでした。土日祝日返上で審査にあたるそうです。申請書類は、出来る限りシンプルに分かりやすく揃えるよう心掛けたいですね。

労働局も極力早く支給して、山のような申請書を処理していきたいと思いますが、不備があると書類を差し戻しにすると記載されております。多少の不備は補充してほしいところですが、申請書作成の際は、空欄なく記入すべき箇所は全て埋めて申請しましょう。



重要情報

新型コロナウイルスに社員が感染。取引先への情報提供等について本人同意は必要？

.....個人情報保護法相談ダイヤルに多く寄せられている質問に関する回答.....

問1. 社員に新型コロナウイルス感染者と濃厚接触者が出た。社内公表する場合の注意点は何か。

(答) ご指摘のケースについて、同一事業者内での個人データの提供は「第三者提供」に該当しないため、社内で個人データを共有する場合には、本人の同意は必要ない。また、仮にそれが当初特定した利用目的の範囲を超えていたとしても、当該事業者内での2次感染防止や事業活動の継続のために必要がある場合には、本人の同意を得る必要はない。

問2. 社員が新型コロナウイルスに感染し、当該社員が接触したと考えられる取引先にその旨情報提供することを考えている。社員本人の同意を取ることが困難なのだが、提供することはできるか。

(答) 当該社員の個人データを取引先に提供する場合、仮にそれが当初特定した利用目的の範囲を超えていたとしても、取引先での2次感染防止や事業活動の継続のため、また公衆衛生の向上のため必要がある場合には、本人の同意は必要ない。

★企業がデータベース化するなどして保有している社員の個人情報（個人データ）について、本人の同意なき目的外利用や第三者提供は、原則として禁止されています。しかし、前記のQ&Aの事例は、接触者やその周りにいる方の人命にかかわる問題ですから、例外が認められるといったところです。

社員のプライベートに配慮しつつ、感染拡大防止のために必要な情報は、提供・公表すべきということになります。なお、そのような際に、感染者等に対するいじめや嫌がらせが行われることのないように留意すべきことを、社員に周知・啓発するなどの対応も必要となります。

重要改正 確定

高齢者の雇用に動き。民間企業では70歳までの就業機会の確保が努力義務(令和3年4月～)



令和2年3月下旬に、「雇用保険法等の一部を改正する法律」が成立しました。この改正法には、70歳までの就業機会の確保を企業の努力義務とする高年齢者雇用安定法の改正も含まれており、その努力義務が、令和3年4月から適用されることになりました。

その概要を確認しておきましょう。

.....70歳までの就業機会の確保（高年齢者就業確保措置の創設）の概要.....

65歳から70歳までの高年齢者就業確保措置(*)を講ずることを企業の努力義務にするなど、70歳までの就業を支援する。

* 高年齢者就業確保措置

- ①定年引上げ ②継続雇用制度の導入 ③定年廃止 ④創業支援等措置

⇒ 労使で同意した雇用以外の措置(具体的には、次の措置をいう)

- 継続的に業務委託契約する制度により高年齢者の就業を確保する措置
- 社会貢献活動に継続的に従事できる制度により高年齢者の就業を確保する措置

【参考：民間企業における高年齢者の雇用のルールの整理（一般的な正社員について）】

- 60歳⇒定年
- 60歳以上65歳未満⇒高年齢者雇用確保措置〔義務：原則希望者全員。経過措置あり〕
- 65歳以上70歳未満⇒高年齢者就業確保措置〔努力義務〕←新設（令和3年4月～）

法改正
の
おさらい

大企業	中小企業	改正内容（努力義務は省略）
2019/4	2019/4	●有給休暇5日義務 ●労働時間の客観的記録 ●産業医強化 ●3カ月フレックス制度 ●高度プロフェッショナル制度創設
2019/4	2020/4	●残業(休日)時間上限設定
2020/4	2020/4	●賃金債権消滅時効5年へ(当分の間3年)
2020/4	2021/4	●一労働同一賃金 均衡均等待遇
2020/6	2020/6	●パワハラ防止規定の義務化
2021/1	2021/1	●子の看護休暇の時間単位付与義務化
2010/4	2023/4	●残業手当割増率1.5(60時間超)
2024/4	2024/4	●建設業・運送業に対する時間外上限規制適用



◆偉人の名言◆何も咲かない寒い日は下へ下へと根を伸ばせ。やがて大きな花が咲く

三洋電機の元副社長 後藤清一氏の言葉。「何も咲かない冬の日には下へ下へと根をおろそう」この言葉はマラソン選手高橋尚子さんの座右の銘。高橋選手は中澤監督から送られ、中澤監督は上田監督から送られた言葉だそうです。言葉は時に大きな力を生みます。明るい言葉を並べて頑張りましょう！